

**流通備蓄衛生物資管理業務委託  
「公募型プロポーザル方式」 公告  
企画提案実施要領**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

なお、この募集は、山梨県議会の令和5年2月定例会に提出した令和5年度当初予算案が議決された場合に、速やかに事業を実施できるようにするため、予算成立前に手続きを行うものです。

当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、本業務を執行しないものとします。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和5年2月27日

**1 業務概要等**

- (1) 業務名 流通備蓄衛生物資管理業務
- (2) 業務目的 県衛生物資備蓄計画に基づき、県が備蓄する衛生物資（以下、「物資」という。）を、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。  
物資の管理については、別途示す事業者が日常行う病院等との取り引きを活用して、県の備蓄物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させる「流通備蓄」の手法により行う。  
なお、流通備蓄での管理対象となる物資は、計画数量を満たすために別途調達（追加購入）する数量分、及び、令和5年度以降、現在の備蓄物資が使用期限を迎える時点で、別途調達（買い替え）する数量分を順次追加し、令和8年度における追加購入後は県の備蓄計画数量すべてを流通備蓄管理の対象とする。
- (3) 業務内容 別紙「流通備蓄衛生物資業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 委託料上限額 金47,012,780円  
(消費税及び地方消費税相当額を含む)  
※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。
- (6) スケジュール

プロポーザル公告	令和5年2月27日（月）
質問票受付期限	令和5年3月6日（月）
参加資格確認申請書提出期限	令和5年3月7日（火）
参加資格審査結果通知	令和5年3月9日（木）以降
企画提案書提出期限	令和5年3月14日（火）
審査結果通知、受託候補者特定	令和5年3月17日（金）以降

## 2 企画提案募集要項等の交付

「山梨県感染症対策センター感染症対策企画グループ」ホームページからダウンロードすること。

## 3 企画提案の参加資格

資格者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 山梨県内に事業所を有する者であること。
- (7) 本業務と類似の業務を実施した実績や専門知識を有する者であること。
- (8) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

## 4 企画提案への参加申し込み

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 申請書に添付する書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 役員名簿（様式第3号）
- ③ 会社概要等整理表（様式第4号）  
会社概要等紹介パンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ④ 税完納証明書  
国税の納税証明書（納税証明書「その3の3」）  
都道府県税の納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）
- ⑤ 商業・法人登記簿謄本（写し可）

(2) 提出期限

令和5年3月7日(火)午後5時(必着)

山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日(以下、「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出場所

山梨県感染症対策センター感染症対策企画グループ 情報・企画担当  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館2階

(4) 提出部数及び提出方法

書面により企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)及び4(1)を正本1部、副本1部提出すること。

持参又は郵送・宅配により提出することとし、4(2)の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを12の問合せ・連絡先に電話で確認すること。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年3月9日(木)以降にすべての申請者に対し郵送にて通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、4(5)の結果通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について、説明を求めることが出来る。

## 5 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、流通備蓄衛生物資管理業務に関する質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「流通備蓄衛生物資管理業務に関する質問(会社名)」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 質問の送付先

山梨県感染症対策センター感染症対策企画グループ  
メールアドレス：[kansensho@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kansensho@pref.yamanashi.lg.jp)

(2) 受付期間

令和5年2月27日(月)から3月6日(月)午後5時まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、県が参加資格を有すると確認した者すべてに対し、原則、電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知する。

(4) 留意事項

質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。

質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

## 6 企画提案書・見積書の提出

企画提案は1参加者につき1件のみとし、仕様書に基づき、次により提出すること。

(1) 企画提案書

企画提案書は別紙「企画提案書記載事項一覧」に掲げる項目について記載すること。

※ 表紙には様式第6-1号及び様式第6-2号を用いること。

※ A4判、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。

※ 日本語表記であること。

※ 企画提案で指定する品目のカタログの該当箇所を添付すること。

(2) 見積書（様式は任意）

① 流通備蓄管理業務の見積書

管理にかかる見積額（消費税及び地方消費税を含む）及び年度ごとの積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。

※ 積算内訳は、仕様書を基に可能な限り詳細に記載すること。

※ 見積額は、1（5）の委託料上限額の範囲内とすること。

② 各年度の調達に係る参考見積書

参考見積として、仕様書の別紙2「流通備蓄衛生物資の調達数量及び管理数量」における各年度の調達数量の調達費用及び年度ごとの積算内訳（物資の品目ごとの金額）を記載すること。

※ 積算内訳は、物資の種類ごとに流通備蓄で取り扱う品目を指定して記載すること（1種類につき、複数の品目でも差し支えない）。

※ 当該見積りは、企画提案審査のための参考見積であり、各年度の実際の調達の際の品目及び単価の見積を合理的な理由で変更することは差し支えない。

(3) 提出部数及び提出方法

書面により6（1）及び6（2）を正本1部、副本5部提出するとともに、CD-ROM等に格納し電子媒体として提出すること。

提出は、持参又は郵送・宅配により行い、6（4）の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを12の問合せ・連絡先に電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和5年3月14日(火)午後5時(必着)

持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 提出場所

山梨県感染症対策センター感染症対策企画グループ 情報・企画担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館2階

(6) 企画提案の審査基準

企画提案は、別紙「企画提案書記載事項一覧」の各項目について審査する。

(7) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式第7号)」を企画提案書の提出期限までに、6(5)の提出場所へ提出すること。

## 7 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、流通備蓄衛生物資管理業務委託に係る企画提案審査会(以下、「審査会」という。)が行う。
- ② 企画提案書の書面による審査にて決定する。
- ③ 審査では、企画提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決める。
- ④ 得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 審査結果

- ① 審査の結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて通知する。その上で、後日選定結果をホームページで公開する。
- ② その他
  - ・ 総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者としがない場合がある。
  - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

審査の結果、候補者とされなかった者は、7(2)①の通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

## 8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実を反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
  - ・ 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
  - ・ 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 9 選定結果の効力発生

本件企画提案公募は、令和5年4月1日の令和5年度当初予算発効後、速やかに事業に着手できるようにするため、事前に手続きを行うもの。

本件企画提案公募による選定結果は、令和5年度当初予算が発効した時点で効力を生ずるものとする。

また、令和5年度当初予算の成立状況によっては、公募内容が変更又は廃止となる場合がある。

## 10 契約書案

別添契約書（案）のとおり

### 11 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があるため、速やかに対応すること。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除とする。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

## 1 2 問合せ・連絡先

山梨県感染症対策センター 感染症対策企画グループ 情報・企画担当  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館2階  
電話 055-223-1490 (直通)  
メールアドレス kansensho@pref.yamanashi.lg.jp